

Title	Magna Cartaをめぐる二・三の問題(続・二)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century (IV)
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.3 (1970. 2) ,p.1(265)- 32(296)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Magna Carta をめぐり二・三の問題 (続・二)

森、岡 敬 一 郎

先に、史学三十七卷一号及び二号に、「Magna Carta をめぐり二・三の問題」(上・下)を發表して、イギリスの封建制度の進化の過程と Magna Carta との関係について一般的な考察を加えたが、その内若干の論点については、尚、詳細に考究を重ねる必要があらうと考える。既に、史学三十九卷四号に掲載した「Magna Carta をめぐり二・三の問題」(続)(一)に於いては、著名な Magna Carta 第三四条「Praecipue」と称する令状は、自由人が彼の法廷を失うような保有に関しては、今後、発給されることがない」との条項を中心に、王権対バロンの相互の関係を中心に考察を加え私見を述べたものであり、法学研究第四十二卷八号に掲載せられた「マグナ・カルタの成立過程——主として諸侯とマグナ・カルタとの関係」に於いては、Magna Carta とそれに先立つ諸文書、特に Unknown Charter との関連を中心に、マグナ・カルタ公布に至る経緯の若干の側面に触れ、バロン側の正に敵としたアンジュ朝体制そのものの一側面に若干論及して置いたつもりである。本稿に於いては、Magna Carta 第一四条の「また前記の三つの場合以外の援助金の賦課もしくは軍役代納金に關し、王国の一般評議會を開催するためには、朕は大司教、司教、修道院長、伯及び『より力ある』バロン達(maiores barones)には、朕の書状に捺印して(各自別々に)召集されるようにする。またこれと並んで朕より直接封を受けている全ての者が州知事及び代官によつて総括的に召集されるように手配する」なる規定を中心に、當時に於ける、狭義の「封建関係」、即ち Ganshof の所謂 relation féodo-vassalique の変容の態様を見究

めてみたい。従つて本稿は、先に発表した拙稿「Magna Carta をめぐる二・三の考察」の一部を、やや詳細に検討し補足するものであるに過ぎない。

一

Magna Carta 第一四条には、「また前記の三つの場合以外の『援助金』(auxilium)の賦課もしくは、『軍役代納金』(scutagium)に關し、王国の一般評議會 (Commune Consilium) を開催するためには、朕は、大司教、司教、修道院長、伯及び『より力ある』バロン達 (maiores barones) には、朕の書状に捺印して、(各自別々に) 召集されるようにする。またこれと並んで、朕より直接封をうけている全ての者が、州知事 (sheriff) 及び代官 (bailif) によつて、総括的に、召集されるように手配する…… (下畧)」とある。即ち、ここに言ふ maiores barones とは何であるのか、この点を検討して見たい。この maiores barones と同じ言葉は、Magna Carta には、このみにしか用いられていない。また、恐らく maiores barones に対して対比的に存在し得たと想定せられる minores barones なる言葉も Magna Carta のうちに見出すことは出来ない。従つて、Magna Carta そのものを通じて、maiores barones もしくは minores barones の語義を明らかにすることは不可能と言わざるを得ない。しかし、この二つの言葉は古来多くの註釈家もしくは研究者の注目を受けて来て居り、この二つの言葉の意味をめぐつて幾多の見解が発表されて来ている。このように諸学者の注目を集めたことは、一つには、中世イングランド議會の、議員召集の二つの方法、即ち、貴族には、個人宛の召集令状を、所謂「庶民」(Commons) には、州知事を通じて代表を送ることを要請する令状を發するといふ二つの方法を予示するものと考えられたことにも關聯があるであらう。けだし、本条項は国王の主催する最も重大な集會である「国王評議會」召集の方法を明示した Magna Carta の唯一の条項なのである。

先づ初めに、本条項の意味を遂字的に解釈して見よう。本条項だけを孤立して取出して解釈するということにすれば、(1)、本条項の対象としているのが、大司教、司教、大修道院長を一応別とすれば、全て、騎士勤務を義務として土地を保有する所謂「国王直属封臣」(Tenants-in-chief)であること、(2)、彼等が、(a)、伯(Earl)と「より有力なバロン」と、(b)、他のものとに分れること、は一目瞭然である。本条項と関連して考えられ得る Magna Carta の他の条項は、「軍事的奉仕を保有条件として朕から直接に受封している朕の伯もしくはバロンまたは他の者が死亡し、その死亡の時にその相続人が成年に達しかつ「相続料」(relevium) 支払ひの義務を負う場合には、その相続人は、旧来の「相続料」を支払えば、相続財産を取得するものとする。旧来の相続料とは、伯の一人または数人の相続人は、伯の全バロニー(Barony)につき一〇〇ポンド、騎士の一人もしくは数人の相続人は、全騎士領につき、多くとも一〇〇シリングであり、封地の旧来の慣習によつて、より少い支払い義務を負うものは、少く支払えばよい」とある第二条の規定である。即ち、この第二条は、(一)、全て、「国王直属封臣」を対象とすること、(二)、彼等を、(a)、バロンと、(b)、ナイトとに区分している。この第二条と第一四条とを対比すると、(一)、共に、「国王直属封臣」全体が対象となつてゐること、(二)、「国王直属封臣」そのものが、二つのカテゴリーに区分されてゐる点では均しいと言えよう。唯両者は、第二条にあつては、この区分が、バロンとナイトとの間でなされてゐるのに対し、第一四条にあつては、伯と maiores barones と、他のもの、とに区分されてゐる点である。先ず、このバロン (baron) という言葉について、その意味を確定しなければならないが、このことの詳細は補説にゆづり、一応の結論を述べれば、バロンなるものが、国王直属封臣にしてバロニアの保有者という、中世イングランド法制史上の定義的な意味が、果して、この Magna Carta 成立当時に、全く一般的な意味であつたか否かは判らないと考へてよいかも知れない。として見ると、第一四条の maiores barones にあつては、この術語的・定義的な意味よりも、もつと漠然たる、「勇者」、「戦士」といつた原初的意味をもつものであつたかも知れない。また、一般に国

王直属封臣の意味であつたかも知れない。このように理解するならば、第一四条の伯と maiores barones とは、伯並に「有力な諸侯」の意味となり、要するに、第十四条の「伯と maiores barones」は、第二条の「伯及びその他のバロン」に一致し、この用語そのものは、当該条文にはないとは言え第十四条の maiores barones と言つて用語より当然予想せられる minores barones なるものは、第二条の騎士に相当するものかも知れない。事実、Gneist⁽³⁾ 以来、Stubbs⁽⁴⁾、Maitland⁽⁵⁾ 等多くの学者は、このように考えて来た。ここには、その一例として、Maitland の見解を引用すれば、彼は、「大憲章のある条項の barones は、他の条項の barones maiores であつたようである」と言つ、また、「……ある条項の baro は、他の条項の、個人宛召集を受くべき baro maior であるように思はれる」と言つてゐる。⁽⁶⁾ 即ち、この解釈は、第一四条に於いて言外に含意されている minores barones を騎士と考えることであり、このように考えると、後の中世イングランド議会の召集の様式に正に一致することになる。

又つて、maiores barones という用語は、十三世紀前後の Magna Carta 以外の史料に用いられてゐるであらうか。ここに想起せられるのは、Henry II の治世に著わされたと思はれる Dialogus de Scaccario (II, x. F) の次の一節である。即ち、「……(前略)……だから、国王に対して支払われるべき「相続料」からの金額は、(封の)保有者の状態の異なるに伴ひ相違あることを知るべきである。と言うのは、彼等のある者は国王の所領を直接に保有している。彼等が即ち baronia maiores 又 baronia minores である。これら (baronia) の保有者の一人が死亡し、父が成年の子供を残した場合には、相続人が国王に支払わなければならない額にはきまりがない。彼は自分で額を(交渉により)決めて行かなければならない。もし、相続人が未成年である場合には、法定の成年に達するのを待つ間は、後見権のもとに置かれる。そこで(成年に達して)、彼は父の相続財産を、或は、既に述べたように、無償でか、或は、成年の相続人の場合のように、国王の意向のままに(「相続料」を支払つて)、手に入れるであらう。しかし、保有者が死亡の時、もし、国王か

ら直接ではなく、偶々国王の手に入ったバロニーから、即ち、例えば、在職者欠員のために（国王の手に一時的に帰した）司教座から、騎士封を保有する時、彼の後継者は、成年であれば、一騎士封の場合には五ポンド、二騎士封の場合には、一〇ポンドと言うように、相続財産が国王に復帰する以前に、彼が封主に負っていた騎士の数に応じて、「相続料」を（支払うのである。しかし、もし、後継者が未成年である場合には、既に述べたように、彼に対する後見権は、財務府に帰属するであらう。成年の後継者は、父の死亡の時に、一騎士封につき、一〇〇シリングか、或は、その割合でそれ以下か、即ち、 $\frac{1}{2}$ 騎士封の場合には五〇シリング以下等々というように、支払うべきものとする。被後見者が相当の期間貴下の後見下にあり、その財産の所産を貴下が受けとっていた被後見人が成年に達した時には、「相続料」を徴収し得ないことを示されるべきではない」とある。ここでは、国王の Tenants-in-Chief de corone が maiores barones と minores barones とに区分されている。しかして、全ての Tenants-in-Chief de corone が Barony を保有するものでないことは明らかであるから、従つて、minores barones とは、国王直屬の単なる騎士を意味するものと考え得る。かくすれば、Stubbs, Maitland 以来の伝統的な解釈は正に正鵠を得たものと言わざるを得ないであらう。

註

- (一) 14. Et ad habendum commune consilium regni de auxilio assidendo aliter quam in tribus casibus predictis, vel de scutagio assidendo. summoneri faciendus archiepiscopus, episcopus, abbates, comites, et majores barones sigillatim per litteras nostras; et preterea faciendus summoneri in generali per vicecomites et ballivos nostros omnes illos qui de nobis tenent in capite ad
- certum diem, scilicet ad terminum quadraginta dierum ad minus, et ad certum locum; et in omnibus litteris illius summonicionis causam summonicionis exprimus; et sic facta summonicione negocium ad diem assignatum procedat secundum consilium illorum qui presentes fuerint, quamvis non omnes summoniti veniant.
- (二) 2. Si quis comitum vel baronum nostrorum, sive

aliorum tenencium de nobis in capite per servcium militare, mortuus fuerit, et cum becesserit heres suus plene etatis fuerit et relevium deceat, habeat hereditatem suam per antiquum relevium; scilicet heres vel heredes comitis de baronia comitis integra per centum libras; heres vel heredes baronis de baronia integra per centum libras; heres vel heredes militis de feodo militis integro per centum solidos ad plus; et qui minus debuierit minus det secundum antiquam consuetudinem feodorum.

(3) Gneist ぞ' 第二條の「騎士」に「minores barones」に「初めかゝる」barones majores に「初めかゝる」barones minores への區別が Exchequer に知らせられた。Relief, Wardship, Marriage ぞ' 初めかゝる(國王)財政の種別が規定された。単なる騎士の Relief ぞ' 100 シリングに定められ、大領土のそれは1000 シリングにせられた。(Hist. of the Eng. Const. p. 290)

(4) Constitutional Hist. of England. p. 366.

(5) Constitutional Hist. of England. p. 80. 近' Mckechnie, Magna Carta. (Edingborough, 1914). p. 251-2. Davis, England under the Norman and Angevins. (London. 1905) p. 380 参照。

(6) Constitutional Hist. of England. p. 68. p. 80.

(7) Noueris autem quod releuiorum que regi debentur, secundum dissimiles possidentium status, dissimilis summa consurgit. Quidam enim de rege tenent in capite que ad coronam pertinent, baronias scilicet maiores seu minores. Si ergo pater possessor huiusmodi mortuus fuerit, relicto herede qui iam adultus sit, non secundum constitutam de hiis summam regi satisfaciet set secundum quod a rege poterit optinere. Quod si minor etate fuerit heres in custodia constitutus legitimum etatem prestabitur; tunc autem vel gratis, sicut dictum est, vel secundum beneplacitum regis, sicut adultus hereditatem paternam nanciscetur. Si uero decesserit quis tenens tunc de rege feodum militis, non quidem ratione corone regie, set potius ratione baronie cuiuslibet, que quouis casu in manum regis delapsa est, sicut est episcopatus uacante sede, heres iam defuncti, si adultus est, pro feodo militis c. solidos numerabit, pro duobus x. libras, et ita deinceps, iuxta numerum militum, quos domino debuerat antequam ad fiscum deuoluta foret hereditas. Quod si minor annis heres relictus fuerit, que de hereditate eius proueniunt, ratione custodie tempore pupillariorum etatis fisco proueniunt, sicut dictum est. Relictus autem a patre iam

adultus pro singulis feodis militum c. solidos soluet, eius quem in custodia per aliquot annos habueris et
uel etiam infra; hoc est l. solidos si dimidii militis possessionis eius fructum, cum ad etatem legitimam
feodum possederit et sic deinceps. Nec te lateat quod peruenierit, releuatum repetere non ualebis.

二

しかし、問題は、このような *minores barones* の用例が他に見出し得ない点にある。⁽¹⁾ 又、十三世紀中葉の Bracton に於いては、Baron の定義が確立しているのであるが、この Magna Carta に於いて、baro なる用語が果して、古く漠然たる意味に用いられていたと考えてよいか否かも問題であらう。それ故、今一度、Magna Carta 第二条と第一四条とを相関聯せしめて理解する考え方に検討を加える必要があらう。この点を最も立入って検討したのは、J. H. Round であつた。⁽²⁾ 以下、Round の所説に準拠しつつ、この点を再検討して見たい。

先づ第一には、Magna Carta 第二条の「騎士」とは何であるかを明らかにしなければならないであらう。ここで前節に引用した *Dialogus de Scaccario* (II. x. 4) の記事を顧みる必要があらう。即ち、騎士封の保有者として、そこで特に考えられているのは、国王の本来の直属封臣 (*Tenant-in-chief de corona*) ではなくして、封主がなんらかの理由によつて欠け、一時的に国王が封主を兼ねたために、国王の直属封臣たる騎士となつた場合であり、この *Dialogues* に於いて一騎士封につき一〇〇シリングの「相続料」と言っているのは、正にこのような騎士封保有者の後継人の支払うべき「相続料」であつた。即ち、もつと分析的に述べれば、このカテゴリーに入るものとして考えられるものは、

- (1) *Escheat* によつて国王直属封臣となつた騎士、
- (2) *Wardship* (後見) 等により、一時的に国王直属封が国王の手

中に委託せられ、その結果として、国王直属封臣となつた騎士、

- (3) 空位となつて一時的に国王に復帰した教会封から騎士

封を保有している騎士、の三つの場合であつた。⁽³⁾ 従つて、この規定に於ける騎士とは、騎士一般ではなくして、特殊の状況下にある騎士の場合を想定しているものに他ならない。この意味では、Magna Carta 第四三条の「朕の手中にあり、かつバロニーである没収領 (eschaeta) —— 例えば、ウォーリングファド、ノテインガム、ブローニーニユ、ランカスタ名誉封、その他の没収領 —— より封を保有する者が死亡した場合には、その相続人は、当該バロニーがバロンの手にあつたならばバロンに対して行うべきであつたもの以外の「相続料」を与えることもなく、それ以外の勤務を朕に対して行うこともない。……」⁽⁴⁾ とある規定の対象である「騎士」と正に一致するものと思われる。けだし、Magna Carta の最も優れた註解の著者である Mackenzie の正しくも指適しているように、「この条項は、没収領についてしか述べていないが、この原則は、Wardship によつて国王の手中に入つたバロニーに関しても、また、空位の場合の教会封の場合にも妥当する」⁽⁵⁾ ものたることは明らかであるからである。次に同じく想起せられるべきものは、Glanville の Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie の一節 (ix. 4) であらう。即ちそこには、「後継者であることが充分に知られ、成年に達している男子たる後継者が残された場合には、既に述べたように、彼がなすべきように、然るべき人々の前で、封主にオマージュを行ひ適正な「相続料」を支払うならば、封主の意思に反してでも、彼の相続財産を引続き保有するであらう。王国の慣習に従うならば、一騎士封についての適正な「相続料」とは、一〇〇シリングである。Socage 保有領に関しては、それは Socage の土地の一年の年価値である。バロニーについては、定められた額はない。と言うのは、「相続料」に関して国王たる封主に満足を与えるには、国王の意のままである。Sergeanty についても、同じことが妥当する」⁽⁶⁾ とある。この記述そのものは、決して明確とは言えないが、Dialogus de Scaccario の記す所と同じく、本来の国王直屬封臣 (Tenant-in-Chief de corona) たる騎士に関するものではなかつたようである。今日多くの研究者の一致した見解によれば、先に引用した文中の「封主」(dominus) とは、国王直屬封臣たる当該騎士の封

主を指すものと解せられるからである。⁽⁷⁾更に、また、十二世紀の他の法律書、即ち、*Leges Henrici Primi*⁽⁸⁾ & *Leis Wilhelmi*⁽⁹⁾ に於いても、同じ関係についての規定が存する。さうであるとすれば、「相続料」が定額化せられているという特権を享受したものは、このような国王の陪臣である騎士もしくは、上記の三つの場合の如き、特定の理由によつて本来は陪臣たる騎士が国王直属封臣となつた場合に限られるということになるであらう。しかして、一歩進めて考察すれば、後者の三つの場合に於ける国王直属の騎士なるものは、本来の姿に於いては国王の陪臣であつた訳であるから、従つて、一〇〇シリングの定額の「相続料」の支払を以つて相続し得るのは、要するに、陪臣のみに限られることとなり、更に言うならば、「相続料」定額化の特恵を受けるか否かは、保有する封の大きさいかんではなく、国王から直接保有するか、間接に保有するにかかわることとなる。この解釈を取るかぎり、*baronia minora* は正に第二条の騎士となるのである。しかしこう解した場合には、第二条の内容と、*Glanville* 及び *Dialogus de Scaccario* の内容とは、矛盾するものように思はれる。即ち、第二条の条文そのものをなんらの成心なく読む限り、ここに言う「騎士」は、国王直属封臣たる「騎士」であることは自ら明かであるからである。

この点を明らかにするために、若干 *Pipe Rolls* を参照して検討を加えたのが、*Round* であつた。ここに、*Round* によりつゝ、*Henry II* 治下の *Pipe Rolls* によりつゝこの点を述べて見たい。*Henry II* 治下の封保有状態を記す所謂 *Cartae Baronum* を参照するに、一乃至二・三騎士封を保有する国王直属封臣が存在する。これらの国王直属封臣は本来の術語としての *Baron* ではない。*Pipe Rolls* より、これらの国王直属封臣の支払う「相続料」の額を検出して見よう。この場合、先づ極めて顕著なことは、所謂 *Barony* に課せられる「相続料」の金額の極めて恣意的なことと、単なる騎士領に課せられる「相続料」の定額なこととの対照の明らかなことである。しかして、前者は国王と *Baron* との交渉の結果として金額が定められたことを示すものとして、*relevium* (相続料) との言葉が用いられることなく、

finis terre なる用語が用いられている。この *finis terre* は、多くの場合、二〇〇ポンドか一〇〇ポンド、または、二〇〇マルクか一〇〇マルクである。ここに、Round の検出した若干の例を表示する図表を引用して置かう。⁽¹⁰⁾ ここからも判るように、この場合の金額が、所領の大きさもしくは、騎士差出義務 (*servitium debitum*) の量とも必しも比例しない極めて恣意性の強いことが注意されるべきであらう。

次に、Round の指適する幾つかの事例を示して置かう。⁽¹¹⁾ 一一七七年に、Northumberland の William Bertram なる者は、五騎士封からなる Mitford の Barony を相続するに当りて *pro fine terre patris sue* として、二〇〇ポンドを国王に支払つてゐる。一一六〇年に、同じく Northumberland に、William de Greinville なるものは、三騎士封からなる Barony を保有していたことが明かであるが、一一六六年には、この Barony は、二人の娘の夫たる Ralf de Gaugy と Hugh de Ellintone との二人の共同相続人によつて分割された。一一六四年の Pipe Rolls に於いては、Ralf は四〇マルク、Hugh は二〇マルク、計六〇マルク、即ち四〇ポンドを国王に支払つてゐる。これは、もし当該の封が Barony でなければ、その騎士差出義務は三人であるから一五ポンドであるべきであることを考えれば、極めて高い。次に、騎士封に対する賦課の例を見よう。一一六六年の Cartae Baronum によれば、Siruard の子 William (William de Tesa) は、一騎士封を保有していた。その相続人である Randulf de Super Tesa は、一一七四年に、*de relevatio suo* として、一〇〇シリングを支払つてゐる。また別の一人の国王直属の封臣は、また、一一六六年の Cartae Baronum に於いては、五騎士封を保有し、同年、「相続料」として、三三シリング四ペンス、即ち一騎士封の「相続料」である一〇〇シリングの半を支払つてゐる。これらは、何れも国王直属封臣であつたことは明らかである。従つて J. B. Adams も言つてゐるやうに、「Pipe Rolls に記録されている所では、単一騎士封保有者の場合の「相続料」は、国王直属封臣にあつても、しばしば、一〇〇シリングであつたらしく」⁽¹²⁾ ののである。従つて、Magna

Carta 第二条の規定する通り、一騎士封を国王より保有する騎士は、既に十二世紀に於いて、一〇〇シリングを支払つてつたものよりである。かくの如く見て来た場合、第二条の騎士は正に字義通りの国王直屬の騎士と解すべきである。

註

(一) J. H. Round, "Barons' and 'Knights' in the Great Charter." (Magna Carta Commemoration Essays ed. H. E. Malden (London. 1917) 所収) p. 54.

S. Painter. Studies in the History of the English Feudal Barony (Baltimore, 1943) p. 51.

(二) J. H. Round, "Barons' and 'Knights' in the Great Charter," (Commemoration Essays ed. H. E. Malden (London. 1917) p. 46-77). 近、最著の Magna Carta 研究 Holt の Magna Carta (Camb. 1965) に於て Round の説を採る。Round の説が最終的結論を採つては、Round の説を採る。

(三) J. H. Round, pp. 54~55.

(四) 43. Si quis tenuerit de aliqua eskaeta, sicut de honore Wallingefordie, Notingeham, Bolonie, Lancastrie, vel de aliis eskaetis que sunt in manu nostra et sunt baronie, et obierit, heres ejus non det aliud relevium, nec faciat nobis aliud servicium quam faceret baroni si baronia illa esset in manu baronis; et nos eodem modo eam tenebimus quo baro eam tenuit.

(五) Mckechnie, Magna Carta. p. 197.

(六) Cum autem heres masculus et notus heres etatem habens relinquatur, in sua se tenebit hereditate ut supra dictum est etiam inuito domino, dum tamen domino suo sicut tenetur suum offerat homagium coram probis hominibus et suum rationabile relleuium. Dicitur autem rationabile relleuium alicuius iuxta regni consuetudinem de feodo unius militis centum solidi: de sochagio vero tantum quantum ualet census illius sochagii per unum annum: de baronibus vero nichil certum statutum est, quia iuxta misericordiam et uoluntatem domini regis solet capitales baronie de relleuiis suis domino regi satisfacere: idem est de sergentariis.

(七) J. H. Round. p. 58.

(八) De releuiis. Releuium comitis, quod ad regem pertinet: VIII equi, ex quibus IIII erunt sellati et frenati, et cum eis IIII lorice, IIII galee, III lancee, IIII scuta et IIII gladii. Alii IIII equi erunt palefridi et chascuri cum freinis¹ et camis².

Releuium baronis: IIII equi, ex quibus duo sellati

erunt et frenati, et cum eis lorice due, scuta II, galee II, lancee II, gladii II. Reliquorum duorum equorum alter erit palefridus, alter chacur cum frenis et chamis.

Releuium nauassoris, quod ad ligium dominum suum pertinet: equus patris sui, qualem die obitus habuit, et lorica, galea, scutum, lancer et gladius.

Quodsi forte h[le]c non haberet, poterit se solutione centum solidorum adquietare.

Releuium uillani: meliusa uerium, siue bos fuerit siue equus, sui domini erit.

[20, 4] Qui terram ad censum annuum tenet, sit eius releuium quantum unius anni census.

(9) [14] De releuacionibus. [14, 1] Sint releuaciones sigulorum sicut modus sit: comitis VIII equi, IIII sel-lati et IIII insellati, et galee IIII et lorice IIII cum VIII lanceis et totidem scutis et gladii IIII et C^o mance auri.

[14, 2] Postea thaini regis, qui ei proximus sit: IIII equi, duo sellati et duo insellati, et duo gladii et IIII lancee et totidem scuta et galea cum lorica et L mance auri.

[14, 3] Et mediocris thaini: equus cum apparatu suo et arma eius et suum hal[s]fang in Westsexa; in Myr-

cenis due libre.

[14, 4] Et thaini regis releuacio cum Dacis, qui soccam suam⁶ habeat: III libre.

[14, 4a] Et si apud regem promociorem iusticiam habeat: duo equi, unus cum sella, alius sine sella, et unus gladius et due lancee et totidem scuta et L mance auri; et qui mince potest, det duas libras.

[14, 5] Etf ubi bonda mansit sine calumpnia, sint uxor et pueri in eodem sine ruerela.

[14, 5a] Et si accusatus fuerat, dum uixerit, in aliquo, respondeant heredes eius, sicut ille faceret, si uiueret.

[14, 6] Et persoluat omnis uidua releuacionem suam intra XII menses sine forisfactura, si non possit antea.

(表は次頁(一七七頁)を参照)

Leges Henrici Primi, Leis Willelmi と於るは、Reliuium の極めて古き形(武具・馬具)が現われていることと注目しておきたい。このことについては、また別稿にその機会を得て考察したい。

(10) 次の表は、Round の算定したものである。(ib. p. 61).

(11) J. H. Round, p. 59—65.

(12) Origin of the English Constitution. (Yale) p. 214.

Year.	Baron.	Fees.	£	Marc.
1156	Robert de Helion	10(?)	—	100
1158	William Paynel	15(?)	—	100
1165	Roger d'Oilli	—	—	200
1166	Helias Ciffard	—	100	—
1166	Alan de Furneaux	—	—	100
1166	Walter " Brito "	15	200	—
1167	Humfrey de Bohun	—	200	—
1167	Richard de Siffrewast ¹	—	—	100
1168	John d'Aiencurt	40	—	100
1168	William de " Scalariis "	15(?)	100	—
1171	William Fossærd	33½	—	80
1176	John the Constable (of Chester)	—	—	400
1176	William de Montacute	10(?)	—	100
1177	William Chendeduit	—	—	200
1178	Robert de Lacy	—	—	1000
1180	Hasculf de Tani	7½	100	—
1181	Hugh de Gournay	—	100	—
1182	Nicholas de Meriet	2½	20	—
1183	Guy de Rochford	—	—	40
1186	Hamo FitzMeinfelin	15	—	200
1186	Barony of Eaton Hastngs	5	—	200
1186	Hugh de Say	15(?)	200	—
1186	Richard Fitz John	—	—	200

Magna Carta をめぐる二・三の問題 (続・二)

三

以上のように「相続料」一〇〇シリングの支払義務を負うものが、国王の陪臣たる騎士のみならず、本来の国王直属の騎士もさうであつたことが、Henry II の治世に事実として確認し得たものとして、一一六六年の Cartae Baronum 及び初期の Pipe Rolls の検討から、更に別の問題解決への鍵が見出され得るように思われる。それは、国王直属封臣にして、極めて小規模の Barony 保有者が相当存在したという事実である。例えば、前節に既に引用した Northumberland の五騎士封からなるバロニー保有者たる William Berton、三騎士封からなる小バロニー保有者たる William de Greinville の如きはその一例であるが、Northumbeland 以外にも、Berkshire, Buckinghamshire, Huntingdonshire, Hertfordshire, Salopshire, Wiltshire には、このような小規模の Baron が多数存在している。その内、Pipe Roll に相続料支払の例あるものを

見るに、例えば、一一九〇年には、Herbert fitz Herbert は、一騎士封よりなる Barony を相続するに当つて一〇〇ポンドを支払い、また、一一八八年に Buckinghamshire の Richard de Carun は、一騎士封からなる Sherington の所領の相続についての pro fine terre として、一〇〇マルクを支払っている⁽¹⁾。即ち、一騎士封又はそれ以下の封の保有者と、数騎士封からなる封の保有者との間には、国王直属封臣の間にあつて、「相続料」について、區別があつたものようである。かくして、後者が正に第一四条に言う Baron であつたものと思はれる。かくすれば、また、Baron なるものは、「相続料」の支払に当つて、国王の恣意によつて決定されるとする Dialogus de Scaccario の記事とも矛盾しない。即ち、かかる小規模の Baron も、国王の恣意的な「相続料」徴収に服していたことが Cartae Baronum と Pipe Rolls の検討によつて明らかにされるからに他ならない。また、Magna Carta 第二条に於いて、バロニー保有者の「相続料」を一〇〇ポンドとしているのは、大体慣行を規定化し成文化したものと云つてもよいかも知れない。

さて問題なのは、このような小規模な Baron が国王直属封臣として存在していたという事実である。即ち、一一六六年の Cartae Baronum を一見すれば、このことは明瞭に理解せられる所であるが、更に、この一一六六年から一一一五年までの約半世紀間に、相続その他を通じて、封の分解の進展したことを考えると、このような小直属封臣の数は、Magna Carta 成立の時期には更に増加したものと考えざるを得ない。一方、ヘンリー二世の治世以来、国王の権力は諸方面に拡大して行つたことは、周知の所である。これに伴つて Sir Frank Stenton 等が正当にも指摘するような、所謂 Norman 朝の特徴とも言える、国王対国民の關係に於いて、国王の権力の行使が、純然たる封主—封臣關係の紐帯を通じて行はれることが次第に弱まつて行つたことは否定出来ない。この關聯については、一応の見通しは、先に述べた拙稿「Magna Carta をめぐる二・三の問題」(一)(上・下)に於いて示して置いたが、更に詳細に校証する機会を得たいと考えている。さて、このような封主・封臣間の紐帯の後退と、国王の王権伸張とが並行的に進行するにつれて、王

権の下に於ける政治社会の階層化も、封のハイアラキーよりも、各諸侯の社会的実力もしくは勢威を基準として再編成せざるを得ないであらう。かくして、国王を直接封主とする所謂「国王直属封臣」の間にあつても、単に一騎士封もしくはそれ以下の封土しか保有しない小諸侯と、四〇人もの騎士差出義務を負う大諸侯の社会的勢威に於いては、これを同一として考えることは出来ない。更に、この一三世紀初頭は一つの経済的変動期でもあつたと思はれる。⁽²⁾物価の上昇と並んで、軍事技術の革新も進み、かつまた一般に生活一般の向上も進行して行つたと言われている。こうした場合に、前掲の拙項に於いて多少触れた所であるが、既に Painter が指適したように、封主の授封した封土に対する権力の減退によつて、例えば、同一の面積を保有する諸侯にあつても下屬封臣 (sub-tenants) に対して再下封した土地のいかにより、経済力に著しい差違が生じたと言われている。このようにして、諸々の原因から家産収入の変動が生じている。例えば、William d'Eu は、一〇八六年に、九州に約四〇四ポンドの土地を有し、その内一六四ポンドの土地を直領地として、二四〇ポンドの土地を封臣に与えていた。その後若干の変遷はあつたが、一一八五年には、直領地からの収入は、一〇九ポンドに減じ、また、封主の権利の後退により全体の収入も減じている。一二四五年には、若干この家産は再び増加し、直領地からの収入は五四七ポンドに達した。(この変化には、封の移動その他の要因も加はつている)。また、一〇八六年に一七〇ポンドの収入のあつた Berkeley 家の家産は、一二三四ポンドに達し、その後、結婚その他の事情によつて変動を生じ、一一九四年には、九〇ポンドに減じているが、一四三六年には、三三三ポンドになつている。これに反して、一〇八六年に、三三ポンドの収入のあつた Lincolnshire の Gozelin fitz Lambert は、一一八五年には一三ポンド一六シリングの収入に減じ、更に一二三二年の Inquisitio post mortem に於いては、一七シリング二々ペンスの収入になつている。この推定は、多くの難かしい技術的な問題を含み、一応の目安以上のものではないが、Baron の家門の経済力の不安定であつたことを示す一例としては考慮に容れて置く必要があらう。

従つて、Baronyの保有者たる Baron としても、社会的勢威実力に関しては、同一に取扱うことを得なくなつたものであらう。ここに、臨時御用金の徴集に関して、広く国王直属封臣を召集するに当つて、Baronの内に、直接個人宛に召集令状を發すべきもの、即ち、majores barones と然らざるものとの区別がなされたものと思はれる。この区別の底にあるものは、明言されてはいないが、個々の Baronの社会的実力であり、それは、結局は、彼等の経済力であつたと思はれる。⁽³⁾このように、社会的階層区分が、国王に対する封建関係の親疎によつてではなく、社会的実力、換言すれば経済力をメルクマールとして行はれた点は注目しよ。即ち、ヘンリー二世治下の Assize of Arms に始り、エドワード一世 (Edward I) の Statute of Winchester に至るまでの所謂「国民皆兵義務」を規定する全ての制定が、要するに個々の人々の経済力をメルクマールとして、国民を幾つかのグループに分類し、夫々に、携行すべき武器と準備すべき武装を規定しているのと、同じ傾向を看取し得ると言つても、あながち過言とは言ひ得ないであらう。

註

- (1) I. J. Sanders, *Feudal Military Service in England* (Oxford, 1956), p. 100. 此 Herbert fitz Herbert の例
(Pipe Roll, 2 Rich. I. p. 58.) Richard de Carnun の例
(Pipe Roll, 34 Henry II. p. 3127.)
(2) *the English Barony* (Baltimore, 1943) 及び *The Reign of King John* (Baltimore 1949) に於て特に強調してゐる所である。
(3) S. Painter, *Studies in the History of the English Feudal Barony*, p. 179-181.

四

尚、一・二の問題点について述べて置きたい。その一つは、Magna Carta 以後の「相続料」の問題である。三世紀末になると、Earl と Baron の間の「相続料」の区別が現はれてくる。即ち、一二九七年に、エドワード一世は、

Confirmatio Cartarum を発した時、Magna Carta を改正して「…(前略)・旧来の「相続料」によつて、即ち、Earl の一人の相続人または複数の相続人は、一〇〇ポンドで、全 Earl 領を、Baron の一人の相続人もしくは複数の相続人は、全 Baron 領について、一〇〇マルクの「相続料」を支払つて、相続財産を手に入れるものとする。(後略)⁽¹⁾⁽²⁾」としている。当時の記録を参照すると、この規定は、当時の一般の慣行に対する変更であり、既に事実として存在したものの法的確認ではなかつたものと考えられる。⁽³⁾従つて、ここに見える「旧来の「相続料」」なる語句は、語義通りに解せられるべきではなく、単なる修辭的な慣用句であつたと考えられるべきである。この時期にエドワード一世が何故「相続料」の規定に変更を加えたのかはよく判らないが、Bémont の言うように⁽⁴⁾この頃、Earl と Baron とが同一の額の「相続料」を支払うことは不適切であるとする觀念が生じ、一般化していたのかも知れない。また、I. J. Sanders の指適するように、「相続料」支払の延滞が著しく、その徵集をより容易にするために改正が行われたのかも知れない。⁽⁵⁾しかし、この場合にも、Earl と Baron とが區別せられたことは、やはり、Ch. Bémont の推測する事態が、背後にあつたことを想定するものと言ふことも出来よう。これは、Baron よりも上位の階層としての Earl の地位の確立と見てもよい。本来的には国王直屬封臣として封建的秩序のハイアラキーに於いては、同一レベルにある Earl と Baron とが、社会的勢威の大・小をメルクマールとして、地位の分化を來たした点は注目に価する。又、別稿に於いて機會を得て論じたい所存であるが、十三世紀以降、国王權力の拡大と平行して、政治社会の Nexus としての封建關係の後退が見られ、Sir Maurice Powicke の言葉を以つてすれば、所謂「the Community of the Realm」の形成が進行して來る。ここに於いては、社会的実力が、封建關係よりもある意味では前面に現はれた。同一「国王直屬封臣」中、バロンと Earl との階屬的分化の進化の表示として、このエドワード一世の一二九七年の規定を見ることも可能であらう。

第二に触れて置くべき点は、maiores barones と minores barones との區別が、その後明確にされることなく、この両者の區別そのものがむしろ消失して了つたと言ふことも過言ではないのに反し、十三世紀には、Baron の定義が次第に明確になつて行つたことである。これには種々の理由がある。先づ第一に、Magna Carta 第一四条の規定そのものがいかに発動せられて行つたかを少しく検討して置きたい。もし、第一四条の規定が現実に行はれたとすれば、課税問題を議する全ての国王評議会の出席者は、「国王直屬封臣」であり。また、その内、個人的召集令状を受けるべき Earl 並に maiores barones と、州知事を通じて一般的に召集されるべき minores barones とがあるべきである。現在、手許に「召集令状」の集成もなく、また、ジョン王以後の財政文書もないので、諸家の研究を利用する以外に方法はないが、Sidey Painter が、これらの史料を利用して得た結論をここに述べて置きたい。⁽⁹⁾

彼がかかる會議出席者の名簿として最初に考えられているのは、一二六五年のシモン・ド・モンフォール (Simon de Montfort) の「議會」のそれである。Painter によれば、その中、Ralph Basset of Drayton と Geoffrey de Lucy 並に Walter of Coleville の名が見える。Ralph Basset は、広大な所領を保有したが。大部分は、国王の直屬封ではなく、種々の中間領主を介しての陪臣封であり、国王から直接封としては、Serjeanty 保有に於いて一つの所領と、貨幣地代による保有地とであるに過ぎなかつた。⁽¹⁰⁾従つて、彼は、社会的には、相当の勢力をもつ可成りの領主ではあつても、国王より Barony を保有するものではなかつた。Geoffrey de Lucy は、国王から Gavelkind 保有に於いてケント (Kent) の一マナーを保有する以外、彼の広大な所領は、全て国王から見て陪臣封であつた。また、Walter de Coleville は、国王直屬封臣ではなく、彼の最も重要な封である Castle Byrtham は Annale 伯より領有するもので

あつた。⁽⁸⁾ 以上の人々は、封保有関係に於いては Baron ではないにもかかわらず、個人宛召集の対象となつていたのである。次に、一二九五年の所謂 Model Parliament に移るに、Brian Fitz Alan, Nicholas de Meynil, Ely de Albini, Henry Hose が注目に価すると言はれてゐる。即ち、Brian Fitz Alan は、Richmond の重要な封臣であり、Nicholas de Meynil はカンタベリー (Canterbury) 大司教領の封臣であり、⁽⁹⁾ Ely de Albini は、国王直属封として約二騎士封を保有するが、また、Belvoir の Barony の封臣でもあつた。⁽¹⁰⁾ また Henry Hose は、一ノ騎士封を国王直属封として保有していたが、その社会的実力の基礎は、Arundel の Honour より得た Herting の所領にあつたと推定されてゐる。⁽¹¹⁾ Sidney Painter も指摘しているように、これらの人々の所領保有関係を推定した基礎史料たる Inquisitio Post Mortem 自体が完全ではないとしても、ここに挙げた人々が、国王から Barony を保有するものではなかつたとする Sydney Painter の推定には、少くも賛成し得るものと思われる。更に、古く Constitutional History of the House of Lords のなかで、Pike も、エドワード三世 (Edward III) の治世に、議会に召集せられる権利と、封保有関係に於いて Barony を保有することとは一致しなかつたと述べている。⁽¹²⁾ この両者を結付くものとするのは、Modus Tenendi Parliamentorum で、それは「Earl 領としてあるは Barony として保有する者は、その保有の故に、議会に召集されるべきである」と言い、また、「全ての Earl と Baron 並にそれらの同輩は、召集されるべくまた出席すべきである。即ち、一 Earl 領もしくは一 Barony に相当する土地あるいは収入ある人々、即ち、(一 Earl 領は)二十騎士封を保有する人々、換言すれば、各騎士封は、二〇ポンドと算定せられるから、四〇〇ポンドの、また、一バロニーは、十三ノ騎士封の価値があり、各騎士封は二〇ポンドと算定せられるから、四〇〇マルクの土地または収入ある人々は召集され出席されるべきである。そして、これ以下の俗人は、保有という事実の故に議会に召集されまたは来るべきではない……」⁽¹⁴⁾ と言つてゐる。周知の如くに、Modus Tenendi Parliamentorum なる文書は、

その成立の年代、性質についても種々論議があつて、M. V. Clerke のように、これが十四世紀初期の議会の姿を適確に現わした文書とただちに断定することは難しい。⁽¹⁵⁾むしろ B. Wilkinson 等の考えるように、十四世紀初期に王権の強大となるに伴つて、これと対抗しようとした貴族身分のイデオロギーを表明した一種の政治的プロパガンダと見る方が無難なように思われる。いづれにせよ（この問題は、一昨年九月に、イギリス史研究会に於いて多少私案を公にしたが、尚若干考究を加えて、近く発表したい）、このように考えると、議会に出席する権利を、土地保有関係に基因する貴族固有の権利としよつとすると一つの政治的主張の表明とも考え得られる。しかも、その上で、「彼等の同輩」として、「四〇〇ポンド」もしくは「四〇〇マルク」の土地または収入ある者を挙げていることは、単に国王直属封の（ある量の）保有が、議会展席の要件ではなかつつという事実をむしろ裏書きしているものとも言えるし、また、本来、「四〇〇ポンドの収入」を Earl に、「四〇〇マルクの収入」を Baron に擬すること自体が、事実とは一致しない。このことそれ自身が、むしろ、単なる封の授受関係の Nexus のみではなく、少くも騎士封を保有しさえすれば、一定の経済的・社会的実力を有するものが、当時の政治社会に於いて、重要な発言力を有するに至つたという事実を露呈しているものとも言える。⁽¹⁶⁾また、少くも、十三世紀より十四世紀初期にかけての国王評議会もしくは議会に於いて、州知事を介して召集せられたものが、国臣直属封臣に限られるものではなかつたことは、ここに申し述べるまでもないことであらう。

最後に、若干触れて置きたいのは、十三世紀以降 Baron とは何かという Baron の定義についてである。Magna Carta 第一条に於ては、「Baron は、一 Barony につらつ一〇〇ポンド、騎士は、一騎士封につらつ一〇〇シリング」の「相続料」が規定されている。これが、「旧来の相続料」とされていることから、A. L. Poole のように、既に Magna Carta 以前の時代に、大諸侯ではなく、二・三の騎士封を保有する国王直属封臣も、一騎士封につき一〇〇シ

リングの「相続料」を払つていたとすることは、⁽¹⁷⁾古くは Round 新らしくは、Sanders などの言うように、歴史的事実とは合致しないとしても、これは、条文そのものとしては正しい解釈である。恐らく、当時の諸侯階級は、このような解釈を主張したものであろう。そこで、国王にとつても、またその反対の側に立つ封臣にとつても、何が Barony であるかを明確にすることは、極めて現実性に富んだ重要問題となつた。正にイングランドに於いて、Baron 及び Barony の定義が考えられたのは、この時点に於いてであつたと思われる。ここで成立した定義は、国王直属の軍務付き封所有者で、その封の保有の型式が Barony によるものということになる。⁽¹⁸⁾しかして周知のように、この Barony なるものは、複数の騎士封を含むのみならず、例え偶々複数の相続人の間で事実上は分割して相続されていても尚依然として一体をなすものと考えられていた。換言すれば、かかる特殊の封の保有者が Baron なのである。更に、これと共に、Edward I. の頃より次第に Baron の特権が主張されて来るようになった。⁽¹⁹⁾即ち、本来、国王の封臣の形成する国王裁判所と純然たる国王裁判所との区別が比較的判然としない限りでは、国王裁判所は即 Baron の「同輩」の裁判所と考えられたであらうが、次第に両者の区別が明瞭となると共に、Baron は幾つかの特権を享受するようになる。例えば、Treason 又は Felony で訴えられた場合には、「同輩」の裁判に服する権利、(但し、Misdemeanor で訴えられた場合、民事々件、国王が Franchise について訴えた場合には、国王裁判所の決定に服する⁽²⁰⁾)。若干の場合の逮捕の免除、Amercement 決定の権利が「同輩」にあることなどの他、多少の訴訟手続上の特権を享受するようになった。

しかし、⁽²¹⁾Stenton や Douglas の多年の探索の結果明らかにされたように、イングランドの封建制の初期から、封秩序は完全に国王を頂点として一義的にピラミッド型に貫徹してはいなかつた。即ち、国王直属封臣が他の国王直属封臣に授封をしている例が散見する。特に Douglas は、Bury St-Edmunds 修道院領については、その可成りの数を発見している。従つて、他の修道院領に於いても、同様の事例は可成り存在したものと思はれる。これに加えて、相続、結婚そ

の他を介して、封の分解・移動が相当著しく、この傾向は、Magna Carta 發布以後も、Henry III の治世の混乱期を経て更に進展したものだと思はれる。このために、Barony も事実上は分解して行つた。例えば、Round の引用している所によれば、エドワード一世の治下 (Pipe Roll. 12, Edward. I.) には、Alice de Mucegros の保有地は $\frac{1}{6}$ Barony であり、一四世紀末には (18 Richard II. (1394-5))、 $\frac{1}{18}$ の $\frac{1}{3}$ 、即ち $\frac{1}{54}$ の Barony を保有する者もあつた。⁽²³⁾ こうした分解過程が一方に混細な国王直屬封臣を創出して行くと共に、また二・三騎士封しか保有しない元来の小国王直屬封臣もあつた。この場合、Baron として「相続料」を支払うか、一騎士封単位で支払うかは、著しい相違を生ずる。例えば、一二三六―七一年に、本来二十五騎士封を含む D'Aubigny の Barony は、夫々八 $\frac{1}{2}$ 封からなる三部分に分割されたが、もし、Barony 単位で支払えば、三人の分割相続人の支払額は、三三ポンド六シリング八ペンス、騎士封単位で支払えば、四一ポンド一三シリング四ペンスとなる。一方、一二二五年に、Hugh Pantulf なるものは、五騎士封を相続しているが、これが Barony であれば一〇〇ポンド、騎士封単位で課税せられれば二五ポンドとなる。従つて、一騎士封以上を国王直屬封として保有する者にとつては、バロニーと決定されるか否かは非常に重大な問題であつた。⁽²⁴⁾ ここで、現に保有する騎士封が、かつて騎士封として課税せられていたことが証明せられるか、倒々の騎士封がバロニーをなさず、騎士封として封与せられた文書を有する場合には、騎士封単位として課税せられ、当該封が一六六六年の Cartae Baronum に於いて、Barony をなす場合には、バロニーを単位として課税せられたものようである。このように、一方では、Baron なるものの定義が確立し、それが特定の軍務付き封の保有形態である Barony を基礎とするという原則が定立せられた時期に、むしろその基礎たる Barony 自体は実体性を喪失しつつあつた。かくして、一三世紀末に Baron と称する人々のその主張の根拠は、かかる土地保有形態とは遊離して行くのがはつきりと認められる。即ち Quo Warranto の Inquest に於いては、例えば、Bothal の Robert Bertram のように「古来より」かかる特権を享受

して来たことを根拠として⁽²⁵⁾ Baron たる特権の主張と Barony 保有とは全く断絶し、かかる特権主張の根拠として、Barony 保有を挙げていないのである。この点について、上に述べたことと関連して、注目に価するのは、一三世紀初め頃から、既に述べた封授愛関係の複雑多岐になった結果として Scutage (その他の) の徴収に当つて、「封土・家臣関係」の Nexus を、遂一たどつて、封建義務の遂行の実現を期して行くことが次第に困難となり、この結果として、国王は、国王から直接封を受けている者と、現に Demesne として封を保有する者との二種の人々についてのみ関心をもち、中間領主は、實際上無視するものになつてゐる。一二四二年の The Inquest of Knight's Fee に於いては、(これは Scutage の徴収についてではあるが) このような方式が採られてゐる。この二つのことを考え合せると、これは、⁽²⁶⁾ 且つ、Tenurial Relation の Status の遊離をもつたものである。

註

文が変更されたものと考えられる。H. Kantorowicz,

(一) Si quis Comitū vel Baronū nroz, sive alioz tenenciū

Bractonian Problems (Glasgow, 1941), p. 22-36.

de nob in capite, p sviciū militare, mortuus fuerit, & cum decesserit, heres ej^s plene etatis fuerit, & releviū

(2) J. S. Sanders, Feudal Military Service in England (Oxford, 1956) p. 103.

debeat, heat hereditatem suam p antiqū relevium scift heres vt heredes Comitris de Comitatu integro p centū

(4) Ch. Bémont, Chartes des Libertés anglaise. 1100-1305, (Paris, 1892), p. 47.

libras; heres vt heredes Baronis, de Baronia integra, p centū marcas; heres vt heredes militris de feodo militris

(5) I. J. Sanders, 租税論 p. 104.
(6) S. Painter, Studies in the History of the English Feudal Barony (Baltimore, 1943), p. 51-57.

integro, p centū solidos ad plus, & qui min^{us} [habuerit,?] minus det, scdm antiquam consuetudinē feodoz. (Statutes of the Realm. vol. I. p. 114.)

(7) Calendar of Inquisitio post mortem, VIII. p. 326-330. Reports concerning the dignity of a peer. 111. 33-34.

(8) Bracton (De Legibus. ii. p. 244) せ、一〇〇マルクの

(Painter, 租税論 p. 52)

「相続料」に言及してゐるが、これは、法の変化によつて、原

(8) Calendar of Inquisitio post mortem. II. p. 312-315.

- (四十一) *Journal of the Warburg and Courtauld Institute.* (xvii). (1953) の巻の 6 が、本誌の 117 号著者も参見の機会を得た。
- (9) S. Painter. *Studies in the Hist. of the Eng. Feudal Barony.* p. 54-55.
I. J. Sanders. *Feudal Military Service in England.* p. 9.
- (17) A. L. Poole, *Obligations of Society in the XII and XIII Century.* (Oxford. 1946). p. 94-96.
- (18) I. J. Sanders. *Feudal Military Service in England.* p. 3.
- (19) Pollock and Maitland, *Hist. of English Law.* Vol. I. (Cam. 1969³) p. 408.
- (20) Pollock and Maitland の 116 頁に「Year Book. (Year Book 12-13 Echward. III. p. 231.)」の條で、*Baron せ 密審員がたへて一人の騎士や令ねいふを駈來し得たふ証をなする。* となつてゐるが、*同書裁判せは* だる。(Pollock and Maitland. p. 410. N. 4.)
- (21) Sir Frank Stenton, *First Century of Eng. Feudalism,* 1066-1166. (Oxford. 1961²)
- (22) D. Douglas, *Feudal Documents relating to the Ab-bey of Bury St. Edmunds* (Oxford 1926).
- (23) Round, p. 74.
- (24) Round. p. 73. Round せ、*マドックスの例や Madox の Ba-*
- (6) Reports concerning the dignity of a peer, III. p. 64-66. (四冊 p. 52)
- (9) *Calendar of inquisitio post mortem.* III. p. 427-430. (四冊 p. 52)
- (11) *Calendar of inquisitio post mortem.* IV. p. 221-222. (四冊 p. 53)
- (21) *Calendar of inquisitio post mortem.* VII. p. 332-333. (四冊 p. 53)
- (23) A Constitutional Hist. of the House of Lords. (Lon-don.) p. 94.
- (14) *Quinque Portuum quod ipse eligi faciat de quolibet portu per ipsum portuum duos idoneos et peritos baro-nes ad veniendum...ad parliamentum.*
Illi qui habent terras et redditus...ad valentiam uni-us barnie integre, scilicet tresdecim feoda. et tertiam partem unius feodi militis, quolibet feodo computato ad viginti libras, que faciunt in tot quadringentas marcas.
- (15) M. V. Clarke, *Mediaeval Representation and Cosent.* (London. 1936). この説を採つたが、多くの批評がある。おた、この文書の成立年代の推定に関する最良の研究は、V. H. Galbraith, "The Modus Tenedi Parliamentorum" (Jo-

ronia Anglica (1736) i, p. 678. 及び Exchequer (1711)
i. p. 217 の引用してゐる。

(25) Placita de Quo Warranto. p. 599.
(26) Sanders. p. 7.

五

以上、稍詳細に Magna Carta 第十四条について、特にその maiores barones なる語句を中心に論考を加えて来た。十三世紀後半から十四世紀は、封の授受関係の意義の後退の顯著となる時期である。そして、保有形態が騎士封であるか否かは重要であつても、国王直属封として大所領を有するか否かよりも、保有する封の収入そのものが大きな意味をもつように次第に変化して行つた。換言すれば、ここでは、封の授受関係よりも、むしろ経済力が重要性をもつて来つた。maiores barones なる句は、暗に minores barones を対極に考えた表現と思う。この maiores と minores なる区別が、国王より見て、封の授受関係に於いては、同一次元にある Barones の間の分化を示すものであることは否定出来ないであらう。扱、封建関係そのものは、一見我々の考えるより以上に流動性に富み、この流動性の故に、国王を頂点とする一義的な封建的ピラミッドを維持することは、自然のままでは、不可能である。国家秩序の恢復に伴つて、王権は封建関係を権力構造の中核としようとすれば、勢いこれを人為的に固定せざるを得ない。この方向に向つたのがドイツであつたと言えよう。即ち、フリートリヒ・バルバロサ (Friedrich Barbarossa) のもとに完成したヘールシルト制 (Heerschild) と強制授封 (Leihzwang) は、正にこれであつた。もともと封の授受関係の錯走していたイングランドの王権は、別の途へ進んでいた。この方向を示唆するものが、この Magna Carta 第十四条の規定に看取し得ると言つても必しも過言ではないと信ずる。

(補 説)

十三世紀以前の Baron なる言葉の意味について

Baron (baro) については、広狭二義があつたと言つてよい⁽¹⁾。もともと、最も広い意味に於いては、Baron とは、Man (vir) の意味があつた^(補註)。例えば、bellum inter regem et barones suos (国王と彼の barones との斗い) とか、de consilio omnium baronum meorum (余の全ての barones の助言を以つて) とかの句は、多くの公、私文書に見られる所で、ここでは、Baron は、後に見るが如き、術語的な意味はもつていない。既に、Sir Frank Stenton 等が早くから指適しているように、大 Honour 領主(即ち、後述するように、国王直属の軍務付き保有を多量に、かつ一体として保有する保有)者の封臣中にも、この Baron なる称呼が用いられているのが見られる。即ち、Stenton の引く所の、Modox, Formulare Anglicanum 所収の一文書の冒頭の部分、(この原本は現在消失したようである) 即ちウォーリック伯ロジヤー (Earl Roger of Warwick) が、彼の二封臣間の協定を確認した文書の冒頭に見られる omnibus baronibus, ministris, et omnibus fidelibus suis, tocus honoris sui なる句に於いて、この Baron は、同じく後述する術語の意味に於ける用例ではないことは、明かであらう⁽²⁾。Stenton は、この他、一一三五年より少し前に、Robert de Oilli がオクスファードの一所領を一 clerk に与えた証書中の「オクスファードの彼の全ての Barons と市民」⁽⁴⁾との表現、リンカン伯 William de Albini が、サックスの一所領を Lewis Priory に寄進することなどを確認した証書 (Stephen の治世のものもある) のなかでの「Arundel の Honour の全ての Barons と家臣」との表現⁽⁵⁾、ヘンリー二世即位直後の、リンカン伯 Gilbert de Gant の、Burton on Humber の四 carrucates の土地を William Basset に与えることを示す証書の「全ての彼の Barons と家臣」との表現⁽⁶⁾、Pembroke 伯 Gilbert が、Gloucester

の修道士に若干の土地を恢復することを確認した証書での「William Montfort の Honour の Barons と家臣」との表現⁽⁷⁾、一一六六年以後のものであるが、Roger of Mowbray が一家臣の騎士勤務の免除を確認する証書での「余の全ての Barons と家臣」なる表現⁽⁸⁾、等の他 Earl William Warren の⁽⁹⁾ (Mon. Ang. v. 14) Devon 伯 Richard de Redvers の⁽¹⁰⁾ (Cott, Tib. D. vi(1), f. 72. b) Annale の⁽¹¹⁾ Stephen の⁽¹²⁾ (Farrer, Early Yorkshire Charters, 1318) Leicester 伯 Robert “Bassu” の⁽¹³⁾ (Mon. Ang. iv. 1151) Heseford 伯 Roger の⁽¹⁴⁾ (Gloucester Cartulary, (R. S.) ii. 152) Gloucester 伯 Robert の⁽¹⁵⁾ (同書 ii. 89) Derby 伯 Robert の⁽¹⁶⁾ (Mon. Ang. iii. 393) Eu 伯 Waleran の⁽¹⁷⁾ (Coucher Book of Selby Abbey. ii. 260) Henry of Essex の⁽¹⁸⁾ (Colchester Cartulary, i. 170) 等に於いて、何れも冒頭の呼かけの表現のなかに、Baron なる向が用いられている。更に、証書の文中、決定が「余の全ての Barons と家臣の同意によつて行なれた」ことを示す表現は、Walscine of Douay の寡婦並に子の証書 (Two Cartulary of the Priory of St Peter de Bath (Somerset Record Society), 39) Northampton 伯 Simon の証書 (Mon. Ang. v. 180) Leicester 伯 Robert の証書 (Egerton. Ms. 3031, f. 36) その他を挙げている。更に、Stenton が最も興味あるものとして引用しているのは、次の証書である。

「Hertford 伯 Richard de Clare から親愛なる友 Norwich 教会の Archdeacon, Master Steingrim と William と。余は、余の Barons の信正にして確かな証言により、次のことを確信し、なんらの曖昧もなく、この書状により、汝等に、以下のことを知らしめる。即ち、余の Fee であつた Roger de Ginnei の十分の一税、即ち Whitewell と Haveringland のそれ、Norwich の殉教者、祝福された Clement の教会とその付属物と共に、祝福された John baptist of Stoke に属し、また属すべき地あり、また、初代の Gilbert fitz Richard が、イン

グランド征服の後、Becの修道士が祝福された John の教会に移された際に、Rent と十分の一税と教会のベネフィキウムとを与えらるべきであると定めた往昔の時以来、ずっとこれに属して来たのである。というのは、かの時に、全ての Barons 即ち Roger の祖父である Roger de Ginnei と他の Barons とは、称讃しまた多くの奉敵と施与とを行つて、彼等の領主の面前で至尊なる Norwich の司教 Herbert の同意を得て、魂の平安のために、かの地の十分の卅修道士に彼等の十分の一税を移譲した。…… (以下略)⁽¹¹⁾

この文書から見て、この文書に所謂「Baron」とは、Honour の最も重要な封臣を意味したものであると思はれる。

以上引用した諸例よりして、Stenton は、Honour 領主が、当該 Honour の重要問題について助言を求めたのは、当の Honour の Baron であつて、この点が Honour の単なる騎士との相違であると Stenton は推定しているが、これは大体認むべき意見のように思はれる。これらの Honour の Barons と称せられる人々が、ある一定基準以上の (五封) 封を有するものとする考え方もあるが、史料上に Honour の Baron として名の挙げられている人々の封の保有関係を見ると、必しも事實はさうではなかつたようである。むしろ、封の保有数よりは、一般的な社会的地位、出自、封主との倒人的関係がより有力な決定要因であつたようである。少くも一一世紀にはさうであつたらしい。即ち、ノルマン朝時代初期の Westminster abbey の一証書 (Armitage Smith, Gilbert Crispin, Abbot of Westminster, p. 135 に引用) には、修道院長 Gilbert が、Robert of Essex が、Essex の Wheatley の一所領を「彼の Barons, Godebald, Thorald, William その他の面前で」寄進したと記しているが、William については、必しも確定的ではなうが、Essex の Basilon と Swein of Essex (Robert の父) から三騎士封を保有する W と推定される。Thorald が Huntingdonshire の Wetherley と十 Hides, Essex と Hassingbroke の一 Hide 三〇 Acres の所領と Basilon と一 Hide 一五 Acres の所領を保有するものと推定され、Godebald は、後に相当な家門になつ

たが、一〇八六年には、Hockley 21 Hide, Black and White Notley 21 又 Hide 30 Acres. Hockley 21 Hide 30 Acres の所領を有するにすぎないと考えられている。⁽¹³⁾しかし、十二世紀には、Honour of Baron 又地封主から一騎士封以上を保有する当該 Barony の有力な封臣であったようである。この点は Farrer の研究、Honours and Knights Fees によらざるを得ないが、同書により、その一例として Peverel of Nottingham の例を見つめよう。一〇八六年に Peverel の封臣は、種々雑多な要素を含んでいた。その最下層には、アングロ・サクソン系の人名を有する極めて少量の保有地を保有するグループがあり、その上に Sergeanty 保有によつて保有する一グループがあり、その上に、騎士勤務にて土地を保有するグループが存する。この最後のグループ中、一〇人は他の騎士封所有より一段とすぐれた地位を占めていた。その一〇人とは、Count of Mortain Robert の Butler 又 Alfred. Huntingdon の Sheriff 又 Eustace. Peverel の Honour から土地を保有する以外に、Ralf fitz Hubert of Crich 又 Roger de Busli of Glapwell なる土地を保有する Serlo of Glapwell' Peverel 家から Houghton Magna 又 Paulersbury (共に Northamptonshire) 又 また彼自身 Peverel の封臣である Richmond の Alan 又 South Wingfield (Derbyshire) を保有する Rodert de Paveilli 又 Stapletord (Northamptonshire) 又 Tibshelf 並に Bolsover (Derbyshire) を保有する Robert de Heriz. Shirland 又 Codnor (Derbyshire) Toton 又 Wollaton (Nottinghamshire) 又 Warner Basford (Nottinghamshire)' Ashby Magna (Leicestershire)' Catesby (Northamptonshire) 又 Sasfrid Barby (Northamptonshire) 又 Lubbesthorpe (Leicestershire) 又 Basford (Nottinghamshire) 又 Tetchwick (Buckinghamhire) を保有する Pagan Pinxton (Derbyshire) 又 Ravensthope, Teton, Cotton under Gillsborough (Northamptonshire) 又 Stoke Goldington (Buckinghamshire) 又 East Horndon 又 Drogo Kelmarsh, Mollington

(Northamptonshire) と Adstock (Buckinghamshire) と Bilborough (Nottinghamshire) に保有する Ambrose とである。正に十二世紀の Honour の Baron の典型的なものは彼等であつたと思はれる。⁽¹⁴⁾

以上のように、baro とは、一般に「封臣」を、更には「封臣中の有力な人々」を意味する一般的な用語であつた訳である。また、諸侯の Barons (=Honourial Baron) と並んで、国王の Baron も存在した訳である。これは一方では国王の単なる騎士とは異なる集団をなしていたものと思われるが、初期に於いては、かくの如く別箇のグループとして考へられる基準はむしろ可成り漠然たるものであつたらしく、一般的に社会的地位の高い国王直属の騎士封保有者を意味していたらしい。例えば、Exchequer の高官の如きが、社会的出自に於いては必しも高くはなかつたとしても、国王の側近にあつて重要な国務を行うという地位の故に、社会的重要性あるものとして Baron of Exchequer と称せられているのも、Baron の原義を考えれば、容易に諒解し得る所であらう。Bracton は、Baron を定義して「国王の許に、バロンと呼ばれる他の有力者がある。彼等は戦闘の精鋭である。」(Sunt et alii potentes sud rege, qui barones dicuntur, hoc est robun belli) (ii. 32.) と言ひ、また、baronia による保有を条件とすることになつたとしている。そして種々の特権を有する一グループの国王直属封臣が、Baron として他の騎士封保有者とは區別されて定義されるに至つた。ここに、術語としての Baron なるものが確立する。しかし、この定義は、一三世紀中葉以降に確立したものである。それ以前に於いては、Baron なるグループがこのように明確な内容をもつことはなく、むしろ、Honourial Baron の場合と同じく、国王直属封臣中有力なるものの意味であり、軍事的に国王の封建軍隊の中核であるとの定義は、ここから生じたものであらう。Baronia 即ちかかる封臣の保有地は、例え複数の相続人の間で分割されても、元来具備していた「統一性」を依然もつものとする考え方は、恐らく、軍隊の中核をなすこのグループの軍事力の低下を妨止しようとする目的をもつて生じた Baronia の分割不能という原則がこうした形になつたものと思はれる。従つて、

Magna Carta 第十四条の maiores barones なる句は、尚、この術語的意味の確立しない時期に属するものであることも考慮が容れておく必要がある。しかし、この種の barones とは、国王直属封臣の意味であろう。

×

即ち、結論を繰返しておけば、Magna Carta の第二条に於いては、国王直属封臣を(イ)、騎士以外のものと、(ロ)、騎士、とに區別し、第一四条に於いては、(E) maiores barones と、(ロ)他のもの(minores barones を含意する)とに區別しているものであつて、第一四条の(ロ)と、第二条の(ロ)とは、同一ではない。この二ヶ条に於ける区分原理そのものが、別箇のものであつたのである。そして、やがて既に見たように、the Statute of the Realm の形式の進展に伴い、またイングランド独特の、Tenurial Relation と Status との分離によつて、国家秩序の新たな編成の過程に於いて、直接間接たるを問わず、全ての騎士封保有者が、その社会的実力によつて、(イ)、所謂 Barons と、(ロ) Knight とに区分せられるに至つたものと思われる。

註

- (一) Sanders. Fendal military Service in England. p. 3. (ロ) Stenton. First Century of English Feudalism (Oxford. 1961²).p. 87.
- (二) Stenton. 付録、史料集第一一。
- (三) Cartulary of Eynsham (ed. Slater.) 65.
- (四) Ancient Deeds. A. 14208. Stenton. 付録九。
- (五) Stenton, Danelau Charters. (No. 507).
- (六) Sir Christopher Hatton's Book of Seale. 297.
- (七) M. M. Bigelow. Placita Anglo-Normanorum. 154.
- (八) Stenton. First Century of English. Feudalism. p. 89-90.
- (九) Stenton. 附録 p. 91-92.
- (十) Cott. Ms. Appendix xxi, f. 28 (See pages 92-93.)
22. Ricardus de Clara cones Hertforbie. dilectis amicis suis magistro Steingin (sic) et Willelmo Norwiceosis ecclesie archidiaconis. salutem. Discretionis vestre auctoritati notifico. quoniam ex fidei et certo baronum meorum testimonio firmiter instructus per presentem litterarum mearum significacionem uos certifico. et omni

ambiguitate prorsus remota testificor quod decimationes Rogerii de Ginnei que de meo feudo sunt. videlicet de Witewella et de Haweringelande. cum ecclesia beati Clementis martiris de Norwiz et omnibus eidem pertinentibus sunt et esse debent beati Johannis baptiste de Stok'. et monachorum eiusdem loci. et hoc ex tempore antiquo; quando primus Gilbertus filius Ricardi. post diuincionem Anglie monachos Becci in ecclesia beati Johannis adductos. redditibus et decimationibus et ecclesiasticis beneficiis promoueri constituit. Cuius itaque deuocionem et elemosinam omnes barones sui laudantes et magnificantes. per idem tempus in presentia domini sui. nobilissimo autem Hereberto episcopo Norwicensi concedente et confirmante tam Rogerus de Ginnai. auus istius Rogerii. quam ceteri omnes barones decimationes suas pro animarum suarum salute predicti eiusdem loci monachis in perpetuam confrmauerunt elemosinam. Inde est igitur amici mei carissimi quod in fide et rectitudine uestra merito confusus; uestram imploro subuencionem quatinus de monachis meis iuuandis et sicut officio uestro expedit ubique promouendus; curam habeatis pro Christo et ut me uobis et uestris de uestrisde cetero per omnia

obnoxium obtineatis. Valete. (c. 1175.)

(12) Stenton. 前掲書 p. 96.

(31) Stenton. 前掲書 p. 99.

(14) Stenton. 前掲書 p. 99-100.

(補註) H. M. Chew は Round の研究に準拠して、中世に於ける baro, baronia の意味を次のように分類している。(1) 女性に対する男性(中世法律フランス語に於ける baro et feme) (2) 'ヤトサル' (3) palatinate のヤトサル(例えば earldom of Chester の baro) (4) 国王の直屬封臣 (5) 国王のヤトサル (6) 社会の上層の成員 (The English Ecclesiastical Tenants-in-chief and Knight Service. Oxford. 1932. p. 159.)